

育児・介護休業法に基づく育児休業取得率の公表

育児・介護休業法改正(令和7年4月1日施行)により男性労働者の育児休業等の取得状況について公表義務となったことに伴い、下記のとおり公表いたします。また、女性労働者についてもあわせて公表します。

1. 公表対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2. 男性労働者の育児休業取得率

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}} = \frac{0\text{名}}{4\text{名}} = 0\%$$

3. 女性労働者の育児休業取得率

$$\frac{\text{育児休業等をした女性労働者の数}}{\text{出産した女性労働者の数}} = \frac{5\text{名}}{5\text{名}} = 100\%$$